

平成14年度包括外部監査の要点（合特法関係）

問題点の指摘

『環境整備協会に対する代替業務の提供は不必要ではなかったか』

将来、下水道整備によってし尿処理業者に著しい影響が生じる場合に備えて、岡山市は市内9つのし尿処理業者全てが加入する環境整備協会に対して代替業務を提供し（昭和54年から平成10年、計39億円余り。）、環境整備協会は利益を内部に留保（プール）している。しかし、これまでのところ留保利益の分配は行われていないことからすると、環境整備協会に対する代替業務の提供は不必要ではなかったか、という疑問がある。

《改善意見》

『岡山市は、今後の代替業務の提供をするについては、環境整備協会がその利益をし尿処理業者にどのように分配するかを見定める必要があるのではないか』

問題点の指摘

『代替業務の提供が、し尿処理業者間で不平等になっていないか』

平成11年度から、環境整備協会に対して提供してきた代替業務を、個別のし尿処理業者に振り分けた。しかし、どのような影響があった場合に、どの程度の業務を提供するかについて、明確な基準がないことから、業務提供量が業者間で不公平になっている疑いがある。

《改善意見》

『合理化措置法に基づいて、今後の見通しや業務提供の基準を定めた合理化計画を作成し、その上で合理化事業を実施すべきである』

問題点の指摘

『岡山市は、代替業務行政につき、合理化措置法の趣旨を正しく生かした行政をなしえないのではないか』

指摘した問題点を何の反省もなく四半世紀もの間続けられてきた現実を考えると、岡山市が、代替業務行政につき、合理化措置法の趣旨を正しく生かした行政をなしうるとは思えない。

《改善意見》

『審議会を設置して、今後の代替業務提供について審議すべき』